

## 農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業者だけが加入できる公的年金です。国民年金に上乗せすることで、将来受け取る年金額を増やすことができます。



### 農業者年金の6つのポイント

#### ◆広く加入できます（加入要件）

- ・年間60日以上農業に従事している方
- ・原則60才未満の方
- ・国民年金第1号被保険者の方

#### ◆少子高齢化に強い

自分で積み立てた保険料とその運用益を合わせた額で年金額が決まります（積立方式・確定拠出型の年金）

#### ◆保険料が選べます

- ・毎月の保険料は2万円～6万7千円まで自由に選べます
- ・減額・増額はいつでも見直しできます

#### ◆終身年金

終身（生涯）年金を受け取れます

#### ◆国庫補助があります

39歳以下で加入し要件を満たす方は国庫補助があります

#### ◆税制の優遇

- ・保険料全額が「社会保険料控除」の対象で全額所得控除できます
- ・生計を一つにする配偶者や後継者の保険料もあわせて所得控除できます
- ・農業者年金の運用益は非課税です

## 農業者年金 受給者のみなさんへ

農業者年金を受給されている方は、**現況届を6月30日(月)**までに提出してください

**提出用紙** 農業者年金基金からご自宅に郵送されます  
**提出先** 農業委員会事務局（市役所2階）

※ 現況届は、受給者ご本人が署名等を記入し提出してください。ご本人が記入することが困難な場合は、代理人（親族など）が代筆し、「代理人」の欄にも記入して提出してください。

※ 期限内に提出されなかった場合は、**年金の支払いの差し止めや、受給が遅れることがあります**ので、忘れずに提出してください。

## 全国農業新聞を購読してみませんか

全国農業新聞は農業者の公的機関である、農業委員会組織が発行する農業総合専門紙です。1週間の農政の動きや、現場で役立つ栽培技術・流通の情報、魅力的な農家の取り組みなどを幅広く伝え、担い手の皆様の経営発展に役立つ新聞となっています。



発行日	月4回発行	毎週金曜日
購読料	新聞	月額 900円(税込)
	電子版	月額 700円(税込)
申込み	農業委員・農地利用最適化推進委員 農業委員会事務局	

## 農業委員会だより

見附市農業委員会 ドリームアグリ No.39 令和8年6月

# ドリームアグリ

農業委員会だよりの愛称「ドリームアグリ」は、農業への夢をイメージしながら、この紙面で語っていきいたいという気持ちをこめています。これからもご愛読宜しくお願い致します。

農業委員会事務局 ☎62-1700 (代)

## 農地の利用状況調査（農地パトロール）を実施します

農地は、食料の安定的な供給を図るため、もっとも基本的な生産手段であり、また農業を営む上で必要な基本的生産基盤です。優良な農地を確保し、効率的に利用していくことは非常に重要です。

### 【遊休農地とは】

農地法による遊休農地とは「現に耕作されておらず引き続き耕作されないと見込まれる農地」、「その農業上の利用の程度が周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地」と定められています。

### 【遊休農地になってしまうと】

農地が荒れると雑木や雑草が繁茂し、病虫害・鳥獣害の発生源となるだけでなく、産業廃棄物の不法投棄、火災や災害発生の一因にもなりかねません。

農地は、所有権や賃借権等の権利を有する者が、適正かつ効率的な利用を確保しなければならないという責務規定が定められています。管理責任を負わず放置した場合は、罰則や損害賠償責任を負う場合があります。

### 【遊休農地の発生防止にむけて】

農業委員会では農地法に基づいて、毎年「農地利用状況調査（農地パトロール）」を実施しています。農地パトロールでは「遊休農地の実態把握と発生防止、解消」、「農地の違反転用はないか」、「農地への不法投棄などがないか」などを確認します。農地が荒れて遊休化のおそれがある農地については、所有者への指導や農地利用の適正化・再活用を促すなど指導を行います。

今年度は、7月～10月にかけて各地区で農地パトロールを実施します。各農地への立ち入りや、お話を伺うこともありますので、ご理解、ご協力をお願いします。

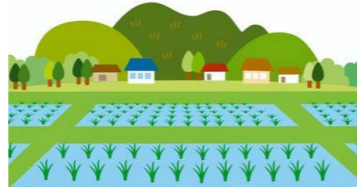
農地の管理や耕作できないなど、農地利用でお困りの場合は、地域の農業委員、農地利用最適化推進委員にご相談ください。



## 相続等によって農地を取得したら届出をお願いします

農地法の許可を受けずに、以下の理由などで農地の権利を取得した場合には、農地のある市町村の農業委員会事務局へ届出が必要になります。（相続の発生日からおおむね10か月以内）

- ・ 相続による農地の取得
- ・ 時効による取得
- ・ 法人の合併・分割 など



※不動産（農地）を取得をしたことを知った日から、3年以内に相続登記の申請することが義務付けられています。相続登記については、法務省のホームページや、司法書士など専門家に依頼することもできます。

法務省 相続登記の申請について：[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00590.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00590.html)

## 相続土地国庫帰属制度について

土地を相続したものの、その土地を利用しない等の理由により、手放したいという方が増えており、土地の管理不全を招いています。所有者不明土地の発生を防ぎ、相続や遺贈により土地の所有権を取得した方が、土地を手放して国庫に帰属させることができる制度です。



### 【国庫帰属までの流れ】

#### ①事前相談

予約制で、対面・電話・ウェブで相談を受け付けています  
所在する土地を管轄する法務局(本局)へ相談の予約をしてください（見附市の土地は新潟地方法務局になります）

#### ②申請書の作成・提出

審査手数料の収入印紙を貼付した申請書を作成し、所在する土地を所管する法務局の本局窓口へ提出します  
（提出前に法務局へ連絡してください）

#### ③要件審査

法務局において、提出された書面を審査し、申請された土地に出向いて実地調査を行います  
（同行をお願いされる場合もあります）

#### ④承認・負担金の納付

審査結果を踏まえて、国庫帰属の「承認」「不承認」を決定し、申請者に通知されます  
承認された場合は、負担金を期限内に納付します

#### ⑤国庫帰属

審申請者が負担金を納付した時点で、土地の所有権が国に移転します（所有権移転登記は国が行います）  
国庫に帰属された土地は、国が管理・処分します

### 【手続き・お問合せについて】

新潟地方法務局(本局) ☎025-222-1561

法務省

相続土地国庫帰属制度について：[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00454.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00454.html)

相続土地国庫帰属制度の相談対応について：[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00498.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00498.html)



## 令和8年度最適化活動の成果目標

### (1)農地の集積

#### ①現状及び課題

現 状	管内の農地面積 2,620 ha	これまでの集積面積 1,630 ha	集積率 62.2 %
課 題	離農者の農地を速やかに担い手へ集積が必要である。 小区画、不整形な農地の集積を進める必要がある。		

#### ②目 標

集積面積	1,948 ha （うち新規集積面積 318 ha） 目標設定の考え方：農地等の利用の最適化に関する指針による。
活動計画	農委だよりにて農地中間管理事業受け手募集の広報周知 関係機関と連携し、制度の周知徹底を図る。

### (2)新規参入の促進

#### ①現状及び課題

現 状	5年度新規参入者 0 経営体 0.00 ha	6年度新規参入者 2 経営体 23.90 ha	7年度新規参入者 3 経営体 0.38 ha
課 題	組織化にあたり、リーダーとなる人材が必要である。 農業が青年等の職業選択肢になり得る必要がある。		

#### ②目 標

目標面積	19.7 ha ※新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積
活動計画	年間を通じて関係団体と連携を図り、就農相談から就農・経営定着まで支援 将来的な農地貸付先の聞き取り

### (3)遊休農地の解消

#### ①現状及び課題

現 状	管内の農地面積 2,620 ha	遊休農地面積 0.18 ha
課 題	離農者の農地を速やかに担い手へ集積が必要である。 小区画、不整形な農地の集積を進める必要がある。	

#### ②目 標

目 標	遊休農地の解消面積 0.04 ha 遊休農地の実態調査による早期発見と是正指導。		
利用状況 調査等	調査員数(実数)	24人	
	調査実施	7月～10月	農地パトロール
	管理指導	10月～12月	遊休農地解消に向けた管理指導
	農地集積	6月～12月	地域計画更新に向けた農地利用の話し合い